

【1】農林業者等応援給付金（第3弾）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、県内においても緊急事態宣言が発出されるなど、農林業者等を取り巻く環境はこれまで以上に悪化している。そこで、住民生活に密接した農林業者等の事業継続を支援するため応援給付金を交付する。

①補助対象者

市内に住所を有する農林業者等

②補助対象となる要件

- ・令和3年4月から9月までの売上高合計が前年又は前々年の同時期と比較して30%以上減少していること。
- ・静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の交付を受けていないこと。等

③給付額 10万円

④申請受付期間 令和3年10月1日から12月28日

【2】中小企業者等応援給付金（第3弾）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、緊急事態宣言等による外出制限や休業要請により、中小企業者等を取り巻く環境は、これまで以上に大変厳しい状況である。そこで、地域の経済、雇用を支える大変重要な役割を担う中小企業者等の事業継続を速やかに支援するため応援給付金を交付する。

①補助対象者

市内に事業所を有する中小企業者・個人事業主等

②補助対象となる要件

- ・令和3年5月から9月までの任意の1月の売上高が前年又は前々年同月比30%以上減少していること。
- ・静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の交付を受けていないこと。等

③給付額 10万円

④申請受付期間 令和3年10月1日から11月30日

【3】相談支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国や県において様々な事業者支援対策が打ち出されている。市においても新たな給付金制度を開始するにあたり、国や県の各種支援制度を説明し、申請作業が円滑に進むよう相談支援事業を実施する。

①補助対象者

市内に事業所を有する中小企業者・個人事業主等

②相談会場

ピーファイブ しまだ音楽広場（事前予約制）

③相談内容

行政書士による説明会及び個別相談会

④開催期間

令和3年10月上旬から約1か月間